



鳥取市UJターン者 住宅利活用推進事業



1. 事業概要

本市の空き家バンクに登録された住宅に定住の目的で入居する場合等、
改修や住宅にある家財道具を処分するものに対し、その費用の一部を補助する。

2. 事業実施期間

- 令和3年4月から令和4年3月までの期間(1年間)
- 避難者が行う事業は、避難の原因となった災害の発生した日から10年後の年度末まで。
※各年度ごとの予算の範囲内で行う。

3. 補助対象要件

- 補助対象者は、入居する者、避難者、住宅の所有者又はNPO等本市が空き家運營業務を委託している団体とする。
- 入居する者は、鳥取県外の在住者であること。
ただし、鳥取県外から転入して6か月以内の者は対象とする。(住民登録により確認)
- 避難者 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
ア:災害(平成23年3月11日以降に発生し、激甚災害に指定されたものをいう。以下同じ。)の日から3年以内にその災害の対象地域から市に避難してきた者(市への避難を希望している者を含む。)又は避難後市に住所を有するに至った者で、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談者登録しているもの(本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。)
イ:平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地から避難してきた者であって、平成28年11月8日時点で既に市内に避難しており、かつ、市が避難者として把握しているもの
- 改修又は家財道具処分について、未契約および未着工であること。
- 改修の場合は、登記事項証明書等で住宅の所有者を確認できる物件であること。

4. 補助対象及び補助額

- 補助対象経費×補助率＝補助額(予算の範囲内・限度額を超える場合は限度額)

	(1)	(2)
補助対象事業の内容	空き家バンクに登録された住宅を改修し、 又は家財道具を処分する場合 ※実家は対象外とする	空き家バンクに登録されたサブリース住宅を 改修し、又は家財道具を処分する場合 (同一年度内に限り、改修と家財道具処分を 分割して申請できる。)
補助対象者	UJターン希望者、UJターン者、避難者 又は空き家提供者	空き家提供者のうち本市が「空き家運營業務」を委託している団体
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係る改修費並びに ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分 業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等	
補助率	50/100	
上限額	40万円 ※サブリース住宅で改修と家財道具処分を分割して申請する場合は、合わせて40万円とする。	
交付申請の時期	借主決定後	(1)改修のみ又は改修と家財道具処分を 同時に行う場合は、借主決定後 (2)家財道具処分のみ場合は、借主 決定前においても申請できる

お問合せ

鳥取市定住促進・Uターン
相談支援窓口

鳥取市役所 市民生活部
地域振興課内



フリー
ダイヤル

0120-567-464



chiikishinko@city.tottori.lg.jp

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地